

市民参加および協働の推進に関する 条例に基づく協働のまちづくり

石川県 金沢市

人口： 442,203 人

面積： 467.77 km²

担当部署：市民参画課

概要

市民と行政がお互いに補完・協力し合い、それぞれの役割を担いながら対等に連携する協働によるまちづくりを推進する。

選定理由

(石川県コメント)

市民フォーラムの開催や協働ルールブックを作成・配付したことにより、市民の協働に対する理解が深まったようであり、今後、他の団体でも、このような取組が行われることを期待している。

背景

近年、少子高齢化の進行や価値観の多様化等により、地域住民のつながりが弱まり、課題解決のための地域の力を発揮する機会が失われてきている現状から、ますます市民と行政の協働によるまちづくりが重要となってきた。また、本格的な地方分権時代を迎え、山積する課題に的確に対応し、持続的に発展を続ける市政を実現するために、市民と行政がそれぞれの役割を果たし、良きパートナーとして連携、協働して課題の解決にあたること不可欠な時代となってきたことから、平成17年に「金沢市における市民参加および協働の推進に関する条例」を制定した。そして、この条例に基づき、市民参加と協働を総合的に推進する組織として「協働をすすめる市民会議」を設置した。

【参考：金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例】

—抜粋—

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例

金沢は、これまで自然環境や歴史、風土の中で培われてきた公私協働の土壌を守り育て、これを活かしながら、市民の自主性とまちの独自性を発揮し、発展してきた。

これらの金沢が誇るべき貴重な財産を礎に、市民主体のまちとして将来にわたりさらに発展するためには、市民との情報の共有により行政の透明性を高めるとともに、市民と市とが互いに協力し、補完し合う協働の心を育て、市民一人ひとりが自覚と責任を持って、まちづくりに当たる必要がある。

ここに、本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度のもと、市民と市の役割を明らかにするとともに、多様な市民参加の機会を確保することにより、市民と市との協働による市政の推進を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における市民参加を推進するための基本となる事項を定めることにより、協働による市政を推進することを目的とする。

(基本原則)

第3条 市民参加は、協働による市政の実現を目指して推進されなければならない。

- 2 市民参加は、市民にとって、その機会が平等に与えられることにより推進されなければならない。
- 3 市民参加は、市民及び市が情報を交換し、及び共有することにより推進されなければならない。
- 4 市民参加は、市民及び市が相互の役割を理解し、互いに尊重して推進されなければならない。
- 5 市民参加は、市民の多様な価値観に公平かつ的確に対応して推進されなければならない。
- 6 市民参加は、市民の福祉の増進及び市政の効率性の確保が図られることを基本として推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らの果たすべき役割を自覚し、多様な機会を通じて積極的かつ主体的に市民参加をするよう努めなければならない。

- 2 市民は、特定の個人又は団体の利益ではなく、市全体の公共の利益を考慮することを基本として、市民参加をするよう努めなければならない。
- 3 市民は、自らの発言及び行動に責任を持って市民参加をするよう努めなければならない。

(市の役割)

第5条 市は、市民参加の機会の提供その他の市民参加を推進するための必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、施策の企画立案、実施及び評価の過程において情報の積極的な提供及び公開を推進し、説明責任を果たすことにより、市民と情報を共有するよう努めなければならない。
- 3 市は、市民参加を推進することにより、市民の意向を把握し、施策に反映させるよう努めなければならない。
- 4 市は、金沢が育んできた地域における市民の自主的な活動を尊重し、その活動を行っている団体との連携を図り、協働による市政を推進するよう努めなければならない。

(推進施策)

第16条 市長は、推進計画に基づき、市民参加及び協働による市政を推進するための次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 市民参加及び協働に関する意識の把握及び向上に関する事項
- (2) 地域において自主的な活動を行っている市民団体等が有している経験、知識、情報等の活用に関する事項
- (3) 市民参加及び協働の推進に関する助言又は指導をすることができる人材の育成及び活用に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民参加及び協働による市政を推進するために必要な事項

(協働をすすめる市民会議)

第17条 市民及び市は、それぞれの役割に基づいて、自主的かつ自発的な市民参加及び協働による市政を推進するため、協働をすすめる市民会議(以下「市民会議」という。)を組織するものとする。

- 2 市民会議は、推進計画に関する事項及びこの条例に基づく施策を総合的に推進するために必要な事項について協議するものとする。

具体的内容

協働をすすめる市民会議

(1) 設置年月日

平成 18 年 3 月 1 日

(2) 構成

地域・子育て等の団体と公募からなる委員とアドバイザーで構成

(3) 事業内容

- ・協働推進計画の策定 (3,400 千円/H18 当初予算)
- ・市民フォーラムの開催 (200 千円/H19 当初予算)
- ・まちづくりリーダー養成セミナーの開催 (80 千円/H19 当初予算)
- ・協働をすすめるルールブックの作成 (500 千円/H19 当初予算)

取組中の課題・問題点

- ・ 市民会議での作業負担が増えるにつれ、参加者の固定化がめだってきた。
- ・ 市民会議委員の意識に温度差がある。



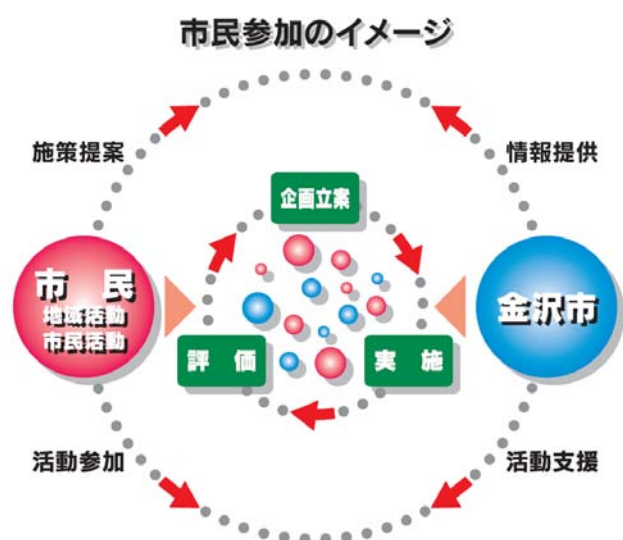
⇧市民会議の様子

工夫点

- ・ 従来の「審議会」方式ではなく、参加者が主体となるワークショップを中心に「市民会議」方式による運営を試みたことにより活発に議論ができた。
- ・ H20 年度より事業別にグループ分けし、委員それぞれが責任を持つことにより市民会議への参加率を高める。

効果

- ・ 協働推進計画の具現化として3事業を実施



【参考：市民参加のイメージ】

住民（職員）の反応・評価

- ・ 協働をすすめるため各課に協働推進担当者を設置し、協働をすすめるルールブックを基に研修を実施した。また、職員2,000人にルールブックを配布したことにより、職員の協働に対する理解を深めた。
- ・ 市民フォーラムの参加者や市民会議の構成団体を通してルールブックを配布したことにより、市民の協働に対する理解が深まった。



フォローアップ

- ・ 協働推進担当者（職員）へのステップアップ研修を実施する。
- ・ 協働事業の効果を測定するための評価シートの導入を考えている。
- ・ より多くの市民が参加するために市民フォーラムの内容を工夫する。
- ・ より実践的なまちづくりリーダーを養成するためにセミナーの内容を工夫する。

今後の課題

協働推進計画では、地域活動や市民活動を発展させるためには、「人」と「情報」が集まる場である「協働センター」の設置を目指している。この実現のため、H20年度に協働をすすめる市民会議の中に検討チームを設置し、「協働センター」の必要性をはじめ、機能、立地、管理運営方法などについて本格的に検討に入った。

今後取り組む自治体に向けた助言

協働をすすめる市民会議は、条例上は、「推進計画などの施策を総合的に推進するために必要な事項を協議する」こととなっているが、協働推進計画の策定、協働をすすめるルールブックの作成、市民フォーラムの開催など、事業の企画立案の段階から、実施、評価に至るまで深く関わっている。このことにより、行政の自己満足な事業ではなく、あくまで市民の目線で考えられた事業がつけられるので、真に望まれるまちづくりが期待される。

アドレス

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/22050/kyoudou/index.jsp>